

訓子府町農業委員会 委員候補者の 推薦・募集 のお知らせ

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年度から農業委員会の委員の選出方法が、選挙および市町村長の選任制から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されました。

また、町長は農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、農業委員の候補者の推薦を求めるとともに、農業委員候補者の募集をすることになりました。

つきましては、次のとおり農業委員候補者の推薦を求めるとともに、農業委員候補者を募集します。

推薦および募集期間

3月2日(月)～3月31日(火)
8時45分～17時30分

※推薦および募集の受け付けは、土・日曜、祝日を除きます。

- 募集人数 14人
- 任期 任命の日から3年
(令和2年7月20日から
令和5年7月19日まで)

■主な職務

- ・農地法などにより、農業委員会の権限に属された事項についての審議など
 - ・農地などの利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に関する事項についての審議など
- なお、毎月1回程度開催する会議に出席し、審議などを行います。また、必要に応じて現地の確認や研修会などに出席する場合があります。

■報酬の額

・会長	月額	5万5,000円
・会長職務代理者および部長	月額	4万3,000円
・委員	月額	3万9,000円

■対象者

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。
なお、次のいずれかに該当する者は、農業委員になることができません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者

■推薦・応募方法

訓子府町農業委員会委員候補者推薦書または訓子府町農業委員会委員候補者応募申込書(農業委員会窓口かホームページからもダウンロードできます)に必要な事項を記入・押印のうえ、添付書類と併せて町農業委員会事務局に持参または郵送してください。

なお、郵送の場合は3月31日(火)必着とします。

また、提出された推薦書または応募申込書は返却しませんので、ご了承ください。

■農業委員候補者の選考

推薦または募集の期間終了後、農業委員候補者としてふさわしい者を選考します。

※推薦または応募しても、必ず農業委員候補者に選考されるとは限りません。

■提出先

〒099-1498 訓子府町東町398番地 訓子府町農業委員会事務局

■問合せ 町農業委員会事務局 (☎47-2204 役場2階窓口2番)

- ・高齢者ハイヤー利用サービス
- ・路線バス高齢者利用支援

継続利用の申請を忘れずに

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は3月31日までとなっております。既に利用登録をしてい

■問合せ 企画財政課 (☎47-2115 役場2階窓口12番)

る方には2月に利用券の申請書を郵送しています。

4月以降も引き続きサービスを利用希望の方は、申請書に記入し、企画財政課まで提出してください。

なお、75歳以上の町民の方で利用登録をしていない方については、随時申請を受け付けています。

令和元年度定期監査

「事務事業は適正に執行、管理」

定期監査は、地方自治法に基づき毎会計年度1回以上の実施が義務付けられています。今年度も町監査委員が、令和2年1月29日から31日までの3日間で、令和元年12月31日現在における財政状況および事務事業の執行状況について、各課に資料の提出と担当職員の説明を求め、定期監査を行いました。また、現地調査は、令和元年10月10日、令和2年1月30日に行いました。

■今年度の主な監査項目

- ・書類調査
- ・備品管理状況
- ・(図書館の図書は除く)
- ・配当予算に係る歳入・歳出予算執行状況
- ・団体等経理管理事務状況
- ・公共施設等公衆無線LAN環境整備状況・災害用備蓄品の整備状況
- ・高齢者ハイヤー利用サービス事業・路線バス高齢者利用支援事業の実施状況
- ・墓地清掃管理業務の実施状況

・高齢者移送サービス事業の状況

- ・畜産経営継続支援対策事業補助金の交付状況
- ・町営住宅火災報知器設置状況
- ・消火栓整備事業・水道事業の経営状況
- ・プレミアム付商品券事業の交付状況
- ・教育用パソコン更新事業(小中学校)
- ・広域入所負担金の交付状況
- ・パークゴルフ場利用状況
- ・農地あわせん状況
- ・現地調査
- ・幸栄団地公営住宅建設工事(小学校現地調査)

【監査の結果および意見】

令和元年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施しました。監査の着眼点は、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。監査の具体的内容は、各課な

ど共通事項として各課等配当予算の執行状況および備品の調達と管理状況の2点、各課等個別事項として12項目を重点としたほか、担当している3団体の事務のうち特に経理事務とその管理を対象としました。また、現地調査として建設事業執行中の幸栄団地公営住宅、訓子府小学校の学校経理と学校管理状況について実施しました。それぞれの監査方法は、各課などから提出のあった資料について直接担当している職員の説明を受け、質疑を行い、関係する書類の突合、点検を行いました。

この結果、全ての会計などにおいて法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。今後、出納整理期間までこの執行状況を継続・維持することにも将来予想される施設整備費、医療給付費、介護給付費、子育て支援費などの負担増に備えた行財政運営を望みます。(監査委員)